明日香村賃上げ環境整備給付金支給要綱

令和８年１１月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、エネルギー価格及び物価の高騰等により多大な影響を受けている村内事業者に対し、従業員の所得向上及び雇用の安定を図るとともに、持続的な賃上げに向けた環境整備を後押しするため、国の重点支援地方交付金を活用し、予算の範囲内において明日香村賃上げ環境整備給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、明日香村補助金等交付規則（令和８年４月明日香村規則第２号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）賃金　労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与（正規雇用労働者は本俸（基本給）、非正規雇用労働者は時間給）をいい、以下の手当等を含まないものをいう。

ア　臨時に支払われる賃金

イ　１月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

ウ　時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金

エ　精皆勤手当

オ　通勤手当

カ　家族手当

キ　その他、名称に関わらず上記ア～カに類するもの

（２）従業員　労働基準法（昭和２２年法律４９号）第９条に規定する労働者をいう。

（３）常時使用する従業員　労働基準法第２０条の規定に基づく解雇の予告を必要とする者をいう。ただし、会社役員、個人事業主及び同法第２１条に該当する者を除く。

（支給対象者）

第３条　給付金の支給の対象となる者は、次の各号の全てに該当する村内事業者とする。

（１）村内に事業所等を１年以上有し、当該事業所等において今後も事業を継続する意思がある法人及び個人事業主。ただし、次に掲げるものに該当する者は除く。

ア　構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）

イ　特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの

ウ　特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）

エ　国及び奈良県が設立した法人

オ　法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体

カ　その他、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと村長が判断するもの
（２）村内の事業所に常時使用する従業員を１人以上かつ６ヶ月以上雇用していること。
（３）村税等の未納がないこと。
（４）過去にこの要綱による給付金の支給を受けていないこと。
（５）過去５年間に重大な法令違反等がないこと。
（６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条または第４条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用していないこと。
（８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく再生又は再生手続きを行っている者ではないこと。

（支給要件）
第４条　給付金の支給要件は、第５条に定める対象従業員の賃金を、令和８年４月１日以降において、令和８年３月３１日までの直近の賃金支給額と比較して２％以上賃金を引き上げ、１ヶ月以上の支給実績があること。また、引き上げ後の賃金を１年間継続する見込みがあること。

（対象従業員）
第５条　対象従業員は、村内の事業所で常時使用する従業員とする。

（給付金の額）
第６条　給付金の額は、第４条に規定する賃上げを行った対象従業員１人当たり２万円とする。ただし、１事業者あたりの給付上限は８０人（１６０万円）とする。

（申請の受付期間）
第７条　給付金の支給申請の受付期間は、令和８年１１月１７日から令和９年２月１７日までとする。

（支給申請）
第８条　給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条に規定する受付期間内に、明日香村賃上げ環境整備給付金支給申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。
（１）対象従業員一覧
（２）労働条件通知書又は雇用契約書等の写し
（３）第４条に規定する賃上げの実施前後の賃金が確認できる書類（賃金台帳の写し等）
（４）村内に事業所等を有することが確認できる書類（履歴事項全部証明書又は確定申告書の写し等）
（５）村税等の未納がないことを証する書類

（６）振込先の口座情報が確認できる書類
（７）その他村長が必要と認める書類

（支給審査）
第９条　村長は、前条の規定による申請があったときは、内容の審査を行い、必要に応じて申請書類等の不備等について補正を指示するほか、申請事業者又は賃上げ実施従業員から事実確認等を行うことができるものとする。

（支給・不支給の決定）
第１０条　村長は、前条の審査の結果、給付金を支給すべきものと認めたときは、明日香村賃上げ環境整備給付金支給決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。
２　村長は、前条の審査の結果、給付金を支給しないことと決定したときは、明日香村賃上げ環境整備給付金不支給決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の支給）
第１１条　村長は、前条第１項の規定による支給決定をした場合は、速やかに申請書類に記載された給付金振込先の口座に給付金を支給するものとする。

（調査実施）
第１２条　村長は、給付金の支給について、必要と認める場合は、申請事業者又は賃上げ実施従業員等の関係者に対し、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査を実施することができる。

（支給決定の取消し及び返還）
第１３条　村長は、給付金の支給決定を受けた者又は支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
（１）偽りその他不正の行為により支給決定を受けた場合
（２）法令、規則又はこの要綱の規定に違反した場合
（３）その他村長が不適当と認める事由があった場合

（その他）
第１４条　この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。
２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。